R6介護報酬改定の届出にかかるQA

令和６年３月２６日

１Q. 体制状況一覧表は変更がなければ提出は不要か。

１A. 今回の改定に伴い、変更がなくても新設された加算がございます。その項目については、記入の上、ご提出を願いします。

* 福祉用具貸与は経過措置等を理由に、体制状況一覧表に新設の減算項目がございません。

現行の加算の算定体制から変更がなければ届出の提出は不要です。

２Q. 別紙１-1について、どこを記載すればいいか。

２A. 新設・変更された加算・減算については、「和６年度介護報酬改定における加算等の新設・変更について一覧(令和６年４月施行分)」を参考に必ず記入をお願いします。

　　　その他、サービスの選択（A列）、事業所番号（右上）を記入してください。

３Q.別紙２について、①「異動等の区分」、②異動（予定）年月日、③特記事項はどのように記載すればよいか。

３A.①「新規」を選択してください。※既に「変更」で出している場合は訂正不要です。

　　②R６.4.1と記入してください。

　　③新設の減算・加算については、【変更後】の方に「○○減算　基準型」のように記載ください。

　　　【変更前】は空欄で結構です。

　　　その他の加算の変更は記載例のとおりご記入ください。

４Q. 体制状況一覧表は全部の加算について書かないといけないのか。

４A. 今回４月１日から変更（又は新設）する加算の項目のみチェックを入れてください。

５Q. 必要書類は届出書と、体制状況一覧表と誓約書のみでいいのか。予防をやってなくても予防の体制状況は必要か。

５A. お見込みの通りです。予防をやっていない場合は、予防の体制状況一覧へ記入は不要です。

　　　※エクセルのシートを削除したり、切り離ししないでください。

６Q.申請したが、内容に誤りがあったため変更したい。

６Q.一度「取下げ」いただいて、再度ご申請をお願いします。

取下げの方法は、「申請の取り下げ方法」をご確認ください。

7Q.事業所が複数あるため、ファイルが添付できない。

7Q.システムの容量があるため、ファイルの添付が５つまでしかできません。

　　ファイル５つ分までご申請いただき、残りのファイルについては、お手数ですが、メールにてご送付ください。

　　※メール本文に５ファイル分申請いただいた際に採番された申込番号を必ずご記載ください。

　　【送付先アドレス】

　　　kyotakujigyo@sbox.pref.osaka.lg.jp